

# 子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会

日付：平成29年3月23日（木）

時間：14:00～16:30

会場：横浜関内ホール 大ホール

## 次 第

- 1 開会
- 2 議事
  - 1 連携施設の設定について……………資料Ⅰ
  - 2 連携施設への進級について……………資料Ⅰ
  - 3 公定価格について……………資料Ⅱ
  - 4 向上支援費について……………資料Ⅱ
  - 5 処遇改善等加算について……………資料Ⅲ
  - 6 補足給付事業について……………資料Ⅰ
  - 7 利用者負担について……………資料Ⅰ
  - 8 延長保育について……………資料Ⅰ
  - 9 請求事務について……………資料Ⅰ
  - 10 土曜日共同保育について……………別添
  - 11 保育所委託費の弾力運用について……………資料Ⅰ
  - 12 子育てひろばの募集について……………別添
- 3 閉会

### 配付資料項目

- ・施設・事業を運営する際の留意事項について……………別冊資料
- ・保育園医の手引き（保育所・認定こども園）……………別冊資料
- ・3、4月に提出していただく書類及び提出先について……………別添
- ・休日保育について……………資料Ⅰ
- ・一時保育について……………資料Ⅰ
- ・一時保育事業利用実績の提出について……………別添
- ・保育士宿舎借り上げ支援事業のご案内について……………別添
- ・保育士・保育所支援センターのご案内について……………別添
- ・避難確保計画作成等に関する説明会の開催について……………別添
- ・横浜市長選挙にかかる啓発ポスター掲出のお願い……………別添

■お問い合わせ先

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	連携施設の設定について	こども施設整備課	045-671-4154
2	連携施設への進級について	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
3	公定価格について*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
4	向上支援費について*		
5	処遇改善等加算について*		
6	補足給付事業について*		
7	利用者負担について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
8	延長保育について*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
9	請求事務について ※請求明細作成ソフトに関するお問い合わせは 「請求明細作成ソフトヘルプデスクについて」を ご確認ください。		
10	土曜日共同保育について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-2427
11	弾力運用について		
12	子育てひろばの募集について	子育て支援課	045-671-2705
	一時保育利用実績の提出について	保育対策課	045-671-4220
	保育士宿借り上げ支援事業について		045-671-4469
	施設・事業を運営する際の留意事項について	保育・教育人材課 保育・教育運営課 運営指導係	045-671-2397 045-671-3564
	休日保育について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
	一時保育について		
	*の制度に関するお問合せ		

■本日の説明会資料のアップロード先

- ・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ(横浜市ウェブページ)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

■その他、参考になるウェブページ

- ・新制度全般(内閣府ウェブページ)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

## 《給付担当からのお知らせ》

### ■横浜市請求明細作成ソフト ヘルプデスクについて

横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法に関するお問い合わせに対応するための「請求明細作成ソフトヘルプデスク」を4月1日～10月31日の間、開設します。

横浜市の請求明細作成ソフトの操作に関してご不明な点は、下記電話番号へお問い合わせください。

#### <請求明細作成ソフトヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

**0570-000663**

(開設期間) 平成29年4月1日～平成29年10月31日

(受付時間) 9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

※給付事務に関するお問い合わせ先については資料1の「請求事務の概要等について」をご覧ください。

### ■ 出納整理期間(4～5月)における留意事項について

#### ア 4月の請求事務フロー(3月分請求)について

##### 4月はエラーフローがありません。

早期・通常のみですので、3月分のデータ送信忘れ等にご注意ください。

#### イ 平成28年度分過誤申立・過誤再請求の事務処理について

出納整理期間の過誤申立に係る事務処理については、次のとおり取り扱う予定です。

なお、4月末にて年度切替を予定しておりますので、平成28年度分の再請求の明細データ送信は4月通常フローまでに完了させてください。

	事務処理
～4月5日	過誤申立・再請求の手続きについては通常どおり行われます。
4月6日 ～5月14日	過誤申立書の処理を停止します。 この時点での未相殺額がある場合、納付書による返金手続きを依頼させていただきます。
5月15日～	過誤申立書の処理を再開します。

#### ウ 平成28年人事院勧告に伴う対応について

人事院勧告に基づく対応については、4月通常フローの請求事務が終わり次第、5月末までに一括して精算する予定です。

### ■ 過誤請求の請求時期について

過誤請求について、平成28年度までは早期・通常・エラーの3フローで請求が可能でしたが、平成29年度はエラーフローのみでの処理とさせていただきます。相殺処理の見直しにより、審査処理時間が増大することに伴う対応となります。よろしくお願いいたします。

## 平成 29 年 3 月、4 月に提出していただく書類及び提出先について

締切日	書類名称	依頼課	提出先
3/31(金)	障害児保育教育対象児童等認定申請書 (第 9 号様式) ※新規開設または変更がある場合	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
	アレルギー児童報告書(生活管理指導表) ※新規開設または変更がある場合		
	延長保育事業実施届 ※新規開設園・変更のある園で、未提出の場合		
	振込口座、審査結果通知等の送付先確認 ※新規開設園(未提出園)、変更があった園のみ	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当
	処遇改善等加算関係書類 【新規施設・事業所】		
受付期間 3/24(金) ～ 3/31(金)	認定こども園・保育所での地域子育て支援に 関する補助金 ①補助金交付申請書(第 2 号様式) ②事業計画書(育児講座)(第 6-1 号様式) ③事業計画書(交流保育)(第 6-2 号様式) ④事業計画書(施設の地域開放)(第 6-3 号様式) ⑤収支予算書(第 7 号様式)	子育て支援課	各区 こども家庭支援課
4/3(月)	横浜市保育所一時保育事業 ① 3 月の利用者名簿 ② 4 月の利用予約者名簿	保育対策課	各区 こども家庭支援課
4/7(金)	一時保育事業基本助成概算請求書	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
4/7(金)	重要事項説明書(29 年度版)	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
4/7(金)	処遇改善等加算関係書類 【既存施設・事業所】	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当

### 【新設園】

4月の雇用状況表の提出と併せて、資格職の資格証の写し(全員分)を添付してください。

5月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

### 【既存園】

新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

各保育・教育施設・事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

### 土曜日共同保育の実施概要について

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

内閣府から待機児童解消までの緊急的な取組の一つとして、土曜日共同保育が実施可能であることが公表され、平成 28 年 8 月には公定価格の留意事項において、「土曜日の共同保育を実施する場合は、減算にはあたらない」と通知されています。この土曜日共同保育の本市の取扱いについて、次のとおりとさせていただきます。

#### 1 土曜日共同保育実施概要

##### (1) 用語

###### ア 土曜日共同保育

他の市内給付対象施設・事業所(※)に在籍している児童を、土曜日に受け入れて行う共同保育  
※横浜市内の民間認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業

###### イ 実施園

共同保育を実施する施設・事業所

###### ウ 依頼園

共同保育を実施園に依頼し、土曜日に閉所する施設・事業所

##### (2) 主な実施条件 ※詳しくはホームページの要綱・FAQをご覧ください。

ア 保護者同意を得ていること(実施園・依頼園の全ての児童の保護者に対する説明及び書面同意)

イ 施設間による実施体制等が整っていること(職員配置、保育内容、給食、安全対策・緊急対応、費用負担等)

ウ 実施園の運営基準・配置基準を遵守すること

エ 職員の配置にあたっては、実施園の保育士を常時 1 名以上配置すること。また、依頼園の児童の保育の安定等に配慮するため、原則として依頼園の保育士を 1 名以上かつ 4 時間以上、実施園に配置すること

※上記「エ」の保育士は、下記のとおり読み替えます。

- ・幼保連携型認定こども園においては保育教諭
- ・小規模保育事業 B 型においては保育士又は保育従事者
- ・小規模事業 C 型及び家庭的保育事業においては家庭的保育者又は家庭的保育補助者

オ 土曜日共同保育の実施によって生じる費用は、実施園及び依頼園が負担し、保護者に転嫁しないこと

カ 実施園の開所時間は、11 時間以上とすること

(3) 土曜日共同保育を実施する場合の流れ

- ア 施設・事業所間で、実施に向けた打合せ、合意
- イ 保護者への説明、同意、利用児童の確認
- ウ 区子ども家庭支援課へ年間計画書を提出
- エ 施設・事業所間で、実施に向けた最終的な確認を行ったうえで、土曜日共同保育を実施

(4) 実施する際の届出について

実施園は、開始する月の前月 10 日までに実施園の所在する区の子ども家庭支援課へ年間計画書（第 1 号様式）の提出をお願いします。

※実施園と依頼園の所在区が異なる場合は、計画書の写しを依頼園の所在する区の子ども家庭支援課へ送付してください。

※次年度以降も実施する場合は、毎年届出が必要となります。

(5) 公定価格、延長保育事業費の取扱い

ア 常態的に土曜日に開所する場合の加減調整（公定価格）

土曜日共同保育の実施により、依頼園の児童の土曜日の保育が 11 時間以上確保されている場合は、依頼園は土曜日減算の対象外となります。なお、実施園及び依頼園は、計画書の写しを給付費等の届出書に添付し、子ども青少年局保育・教育運営課給付担当へ提出をお願いします。

イ 延長保育事業費（向上支援費）

延長保育実施加算（土曜）：実施園のみ加算対象となります。（依頼園は対象外です。）

(6) その他

平成 29 年度は土曜日共同保育の実施初年度となることから、今後の参考とするために、子ども青少年局からヒアリング及びアンケート等を依頼する予定です。あらかじめ御了承ください。

2 要綱・様式・FAQについて

共同保育実施要綱及びFAQについては、子ども青少年局ホームページ内の該当ページ（下記アドレス）をご確認ください。届出様式もこちらよりダウンロードするようにお願いします。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/youkou.html>

3 添付資料

各区提出先一覧

制度に関するお問合せ

保育・教育運営課運営指導係

電話 671-2427

土曜日共同保育年間計画書の提出先

各区子ども家庭支援課（実施園所在区）

電話 別添一覧参照

各区こども家庭支援課 連絡先一覧

区名	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816	510-1887
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157	321-8820
西	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8472	322-9875
中	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172	224-8159
南	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149	341-1145
港南	〒233-0003 港南区港南4-2-10 (平成29年3月21日(火)移転)	847-8498	842-0813
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397	333-6309
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173	951-4683
磯子	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435	750-2540
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7795	788-7794
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280	540-2426
緑	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331	930-2435
青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428	978-2422
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463	948-2309
泉	〒245-0016 泉区和泉町4636-2	800-2413	800-2513
栄	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463	894-8406
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467	866-8473
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782	367-2943

※郵送で提出される場合は、事前に提出先の区へご連絡をお願いします。

## 平成 29 年度認定こども園及び保育所地域子育て支援事業に関する 補助金について（ご案内）

認定こども園及び保育所については、地域における子育て支援を積極的に行うように努めることが求められており、地域子育て支援における役割は大きなものになっています。

横浜市では、認定こども園及び保育所が地域に向けて実施する子育て支援を一層推進していただくため、育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の取組に対して補助金を交付しています。

この補助金を御活用いただき、子育て支援に関する取組を積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。

### ● 補助事業者

- ・ 認定こども園（幼保連携型）  
※認定こども園（幼稚園型）については、当事業ではなく「私立幼稚園等はまっ子広場事業」の対象となります。
- ・ 私立保育所

### ● 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の補助対象事業には、次の2つのメニューがあります。

どちらか1つのメニューを選択し、そのメニューに含まれる3つの事業について、それぞれ基準回数以上実施していただきます。

#### ➤ 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

メニュー	事業の組合せ（実施メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	育児講座	年 1 回以上	15万円
	交流保育	年 3 回以上	
	施設の地域開放	年30回以上	
2	育児講座	年 3 回以上	15万円
	交流保育	年 3 回以上	
	施設の地域開放	年12回以上	

#### ➤ 実施メニューの目的

育児講座 (実施要領第8条)	認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
交流保育 (実施要領第9条)	子育て中の保護者とその児童が、保育所入所児童と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
施設の地域開放 (実施要領第10条)	保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。



## ● 手続きの流れ

- ①補助金交付申請 **平成29年3月24日(金)～3月31日(金) 厳守**  
**提出先→各区福祉保健センター子ども家庭支援課**
- ②交付決定通知 区から補助金の交付決定通知を、各園に送付します。
- ③請求書提出 (交付が決定された場合) 第16号様式により、各区子ども家庭支援課に提出してください。
- ④補助金の交付 適法な請求書の提出があった日から30日以内に交付します。
- ⑤実績報告 平成30年4月10日(火)までに、各区子ども家庭支援課に提出してください。  
(29年度分) 様式については、申請書類と同じアドレスに掲載する予定です。  
※28年度分の実績報告については、平成29年4月10日(月)までに提出してください。
- ⑥補助金額の確定通知 区から補助金額の確定通知を、各園に送付します。

## ● 提出書類

### ・事業開始時の申請書類

- 1 : 第2号様式 補助金交付申請書
- 2 : 第6-1号様式 事業計画書 (育児講座)
- 3 : 第6-2号様式 事業計画書 (交流保育)
- 4 : 第6-3号様式 事業計画書 (施設の地域開放)
- 5 : 第7号様式 収支予算書

※ 実施園につきましては、園名等の情報を子ども青少年局のホームページ上に掲載します。

※ 当事業について、他の補助金等と重複して受給することはできません。

● 事業についてのお問い合わせ ※ご注意：申請書の提出先ではありません。

横浜市子ども青少年局 子育て支援課 大野、鈴、藤原

TEL 671-2705 E-Mail : [kd-koshien@city.yokohama.jp](mailto:kd-koshien@city.yokohama.jp)

● 次のアドレスから要綱・申請書様式を入手してください。入手できない場合、上記までご連絡ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/youkou.html>

こ保対第 1085 号  
平成 29 年 3 月 23 日

市内認可保育所 施設長 様

こども青少年局  
保育対策課長

横浜市保育所一時保育事業 利用実績・利用予約名簿の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろより、本市の保育行政に御協力いただきましてありがとうございます。

さて、待機児童集計は、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日の 2 回、保育所等利用待機児童数を集計し、厚生労働省に報告しています。集計にあたっては、厚生労働省から定義（裏面のとおり）が示されており、地方公共団体は、この定義を基に独自で展開している施策などを読み込み、集計を行っています。

今回名簿提出を依頼する一時保育事業は、厚生労働省定義の注 3 にある地方公共団体における単独保育施策であり、この解釈に基づき、一時保育事業の利用者は、厚生労働省調査の待機児童数には含めておりません。

つきましては、4 月 1 日の待機児童集計において、一時保育を利用している児童を把握する必要がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 1 依頼内容

- ・『3月の利用者名簿』に併せて、『4月の利用予約者名簿』のご提出をお願いします。  
\* 『4月の利用予約者名簿』は、氏名、措置年齢、一時保育の種類があれば、様式は問いません。

## 2 提出期日、提出先

- (1) 提出期限：平成 29 年 4 月 3 日（月）
- (2) 提出先：保育所が所在する区役所のこども家庭支援課 へご提出（郵送か窓口）をお願いします。

### 【問い合わせ先】

こども青少年局保育対策課  
佐藤・真舘  
電 話 6 7 1 - 4 2 2 0  
F A X 6 6 3 - 1 9 2 5

## (定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

- ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童
- ② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童
- ③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童
- ④ 企業主導型保育事業で保育されている児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に当たっている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)
- (3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設
- (4) 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

横浜市一時保育事業 利用実績・利用予約名簿

保育所名 \_\_\_\_\_

平成29年 月分

番号	児童氏名	措置年齢	利用日数計	利用日(予約日)																																				
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							

※必要に応じてご活用ください。

## ～横浜市保育士宿舎借上げ支援事業、29 年度のご案内～

### 29 年度より事業内容が一部変更となります！！

保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。（※29 年度予算の議決を条件としています。）

#### 【支援対象】

- 市内保育等(※注 1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注 2)を、事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助

(※注 1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業 A・B 型

対象保育士の条件を 29 年度より拡大します！！

(※注 2) 保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次のいずれかに該当する者（市内在勤に限る）

- ・ 事業者へ新規（25 年度以降）に雇用された者
  - ・ **事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10 年目の会計年度末までの保育士(29 年度は 20 年度以降雇用)**とする。ただし、平成 24 年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。
- ※施設長は除く。

- ・ 対象経費を変更します！
- ・ 助成金額を増額します！
- ・ 助成期間を拡大します！

#### 【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の 3/4
助成金額	<u>宿舎 1 戸当たり月額 82,000 円の 3/4 (61,000 円) を上限</u> （1,000 円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借上げ宿舎に入居している期間。ただし、事業者へ雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、 <u>10 年目の会計年度末までの保育士 (29 年度は 20 年度以降の採用者)</u> とする。

※詳細は裏面参照

提出期間が 29 年度より変更となります！！

### 【平成 29 年度補助金申請書の提出期間】

- ・平成 29 年 4 月より受付を開始します（通年）。

※遡り補助はしません。申請のあった月の家賃分からが対象です。

### 【応募方法】

申請者は法人単位となります。申請様式や必要書類は横浜市こども青少年局ホームページにて3月下旬頃に掲載予定です。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/syukusya.html>

### 【応募にあたっての申請書類】

第 1 号様式 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書（別紙 1、2 を含む）
第 2 号様式 平成29年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書 ※平成28年度交付決定の有無をチェックする欄があります。
第 3 号様式 平成29年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
本人負担額確認書
平成29年度 雇用証明書
住民票（保育士）
保育士証（写し）

<参考>

### 対象経費

- ・1戸あたり、月額82,000円の3/4（61,000円）を上限に助成します。  
※国1/2、市1/4、法人1/4

認められる経費	賃借料
	共益費（管理費）

※礼金、更新料、敷金、仲介手数料、補償料等は対象になりません。

### ★留意点★

- ・事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- ・住居手当が支給されていないことが条件です。
- ・遡り補助はしません。申請のあった月の家賃分からが対象となります。
- ・事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。事業者及び職員（職員の親族等を含む）・役員等が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。

横浜市こども青少年局 保育対策課  
担当：澤田、亀谷  
電話：045 - 671 - 4469  
e-mail:kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp



# 保育の求人・求職をお待ちしています! かながわ保育士・保育所支援センター

## 無料職業紹介

かながわ保育士・保育所支援センターでは、  
保育所等からの求人と保育関係の求職の  
マッチングを行っています。



### ● 求職対象職種:

神奈川県内で保育関係の仕事をされたい方であれば、  
どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

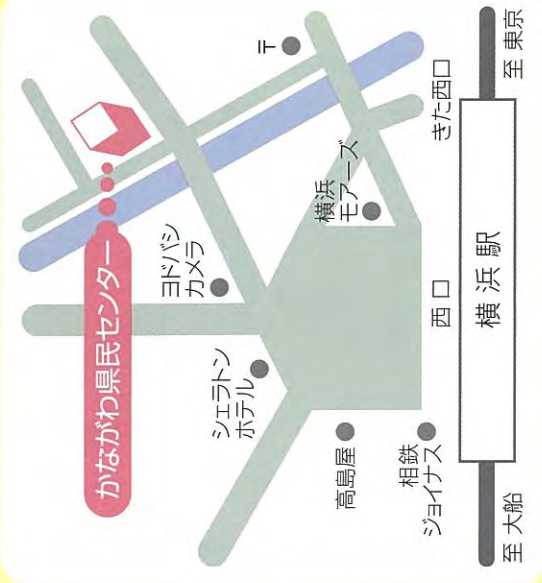
### ● 求人対象施設:

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ)



## ● かながわ保育士・保育所支援センター



開所: 月～土曜日 午前9時～12時 午後1時～5時

(休所: 日・祝・年末年始)

※ 昼休み、日曜・祝日は資料の閲覧のみ可能

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター 13階

(神奈川県社協かながわ福祉人材センター内)

TEL: 045-320-0505



みなさんのご利用を  
お待ちしております!



# かながわ 保育士・保育所 支援センター

保育の仕事をしてみたい

もう一度保育士として  
はたらきたい



保育士を  
紹介してほしい

保育所の給食のため  
栄養士を採用したい

## そんな皆さんを応援します!

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の  
共同事業として神奈川県福祉協議会に委託しています。



かながわ保育士・保育所支援センターは  
保育所等からの求人と保育関係の求職者を  
マッチングして、保育人材の確保を促進します。



まずはセンターに登録、様々なアドバイスが受けられます。

すぐに就職したいと  
考えている方へ

いずれ就職しようと  
考えている方へ

セミナー、研修等の開催と案内  
復職に向けた相談会の紹介

- 求人情報の提供
- 求人票の開示※
- 就職先の紹介
- 就職相談

- 保育等に関する情報提供
- 就職相談会等の案内

※ 求人情報を自由に閲覧できます。

## 就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。ご希望により、就職先の情報提供、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言をします。プランクのある潜在保育士の方もお気軽にご相談ください。



## 就職支援セミナー・相談会開催

県内各地の会場で就職支援セミナーや就職相談会を開催します。詳しい日程はホームページ等でお知らせします。



- 就職支援セミナー  
就職にあたって必要な保育に関する情報について学ぶことができます。
- 「セミナーテーマの例」  
・保育所保育指針を通して、今、求められている保育について学ぶ。  
・保育所の現役園長から、園の様子や保育環境についての話を聞き、現場を知る。

- 就職相談会  
県内各地から保育所がブース出展し、それぞれの園の特徴や求めている保育人材について直接聞くことができます。  
※ 雇用保険の求職活動実績対象となります。



## 保育に関する情報提供

保育にかかわる様々な情報（資格や制度、就職相談会開催日程など）をメールで配信します。





## 避難確保計画作成等に関する説明会の開催について

昨年、岩手県の高齢者施設において、台風の豪雨により大きな被害が発生したことを受け、本市では市内の要援護者施設※に対して避難勧告等に関するアンケートを実施しました。

その結果、地震や火災に対する計画はあるものの、水害や土砂災害に対する避難計画の策定率が低い状況が確認されました。（水害：49%、土砂災害：21%）

そこで、水害や土砂災害に対しても適切な避難行動がとられるよう、今後、下記のとおり計画作成等に関する説明会を開催する予定です。

説明会の開催については、後日、区役所又はこども青少年局から通知を送付致しますので、ご確認ください。

※要援護者施設…高齢者施設、障害児・者施設、病院、保育園、幼稚園、小中学校 など

### 1 実施日時（予定）

#### (1) 実施日

平成 29 年 5 月 29 日（月）、31 日（水）

#### (2) 実施時間

午前の部：10 時から 12 時まで、午後の部：14 時から 16 時まで（計 4 回：いずれも同内容）

#### (3) 開場時間

午前の部：9 時 30 時、午後の部：13 時 30 分

### 2 開催場所

横浜関内ホール 大ホール（横浜市中区住吉町 4 丁目 42-1）

### 3 主催

横浜市総務局危機管理室（緊急対策課・危機対処計画課）

### 4 対象

市内の要援護者施設

（浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設については、特に参加をお願いします。）

### 5 内容（※内容は今後変更となる可能性があります。）

(1) 災害リスク（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）について

(2) 各種気象情報について

(3) 避難勧告等の避難情報について

(4) 避難確保計画（非常災害対策計画）の作成について

(5) 避難訓練の実施について

など

保育施設長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

### 保育園医の手引きの改訂について

平素から横浜市の保育行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

「保育園医の手引き」は、保育所における感染症対策や与薬、アレルギー対応など、児童の健康管理を推進するため、市立保育所をはじめ、市内多くの保育施設において活用されています。

一方で、改訂から 6 年が経過しているため、この間の関係法令の改正等や、保育所運営の実態に即した内容を反映する必要性が生じていました。

そこでこのたび、横浜市医師会保育園医部会のご協力のもと、改めて内容の見直しを行い、改訂することとしました。

#### 1 「保育園医の手引き」の取り扱い

市立保育所においては、本書に基づいて感染症対策等、健康管理を行うこととしています。

民間保育所や横浜保育室、認可外保育施設、地域型保育事業などの保育施設様におかれましても、施設運営の参考としていただきますよう、お願いいたします。

#### 2 改訂の考え方

- (1) 子ども・子育て支援新制度や学校保健安全法施行規則の一部改正等の制度改正を反映しました。
- (2) 厚生労働省発行の「保育所における感染症対策ガイドライン（2012 年版）」の内容を反映させるとともに、感染症や予防接種等の情報を更新しました。
- (3) 保育所等におけるアレルギー対応について、食物アレルギーについては平成 26 年 3 月発行「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に詳述していますので、割愛しました。

#### 3 改訂版の使用開始時期

平成 29 年 4 月 1 日からとします。

※ それまでの間は、現行の「保育園医の手引き」による取り扱いを継続します。

担当 保育・教育運営課 大岩、井口

電話 671-2396

横選管第 1603 号  
平成 29 年 3 月

認可保育所 設置者  
幼稚園 設置者  
認定こども園設置者 様

横浜市選挙管理委員会事務局  
選挙課長 橋本 幹雄

平成 29 年横浜市長選挙にかかる啓発ポスター掲出のお願い

早春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、各種選挙にかかる啓発事業につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当委員会ではこれまでも、市民に投票日等を周知するために、啓発ポスターの掲出を関係機関にお願いしてまいりました。

今年の夏は、8 月 29 日に任期を迎える横浜市長選挙が予定されております。つきましては、子育て世代の皆さまを含め、多くの有権者に投票していただくため、貴施設での啓発ポスターの掲出について、御協力をお願いいたします。

なお、掲出するポスターにつきましては、7 月中旬に送付させていただく予定です。

担当 横浜市選挙管理委員会事務局  
選挙課啓発係 雨宮・桜井  
Tel 6 7 1 - 3 3 3 5  
Fax 6 8 1 - 6 4 7 9